

第7章 香取遺産の防災・防犯

1. 近年の被災状況

文化財を脅かす要因には様々なものがあるが、中でも地震や台風、集中豪雨などによる自然災害では、広範囲の文化財に深刻な被害を及ぼすことがある。本市でもたびたび自然災害による指定等文化財の被害を経験している。主なところでは、平成23(2011)年3月の東日本大震災で、国史跡4件、県指定建造物9件、市指定有形文化財など6件の被害が発生した。特に佐原の重要伝統的建造物群保存地区の被害が大きく、指定文化財以外にも多くの伝統的建造物で屋根瓦や漆喰壁が破損するなどの被害を生じている。台風被害では、平成25(2013)年秋の台風26号で国の天然記念物「府馬の大クス」の幹が割れる被害が発生した。すぐに回復措置に着手したものの、樹形が大きく変わってしまった。また、令和元(2019)年秋の台風15号、同19号では、国史跡で3件、県指定建造物で4件、市指定史跡で2件、市指定建造物で4件において主に倒木等による被害が発生した。この時は、利根川の水量が急増し堤防を越水する可能性もあった。幸いにもそのような事態は避けられたが、場合により佐原や小見川などの広い範囲で重大な被害が発生するおそれがあった。

自然災害以外では、火災による建造物や美術工芸品などの被害も懸念される。これまで火災による指定等文化財の被害の例はないが、佐原の重要伝統的建造物群保存地区は住居が密集しているところであり、過去には火災による広範囲の被害が発生した地区でもある。近年も同地区の近隣で火災が発生した事例が数件みられる。

人為的な被害としては、平成27(2015)年に香取神宮の重要文化財を含む複数の建物に液体がかけられるという被害が発生した。全国的に多くの建造物等に被害があったことで大きく報道された事案である。指定等文化財ではないが、令和2(2020)年には市内の神社の銅板屋根が盗まれるという事件もあった。

このような、自然災害、あるいは火災、故意の毀損、盗難^{きそん}などから香取遺産を守るための方策や、被災した際のすみやかな修理・復旧への対応がより一層求められてきている。

2. 防災・防犯に係る考え方

文部科学省・文化庁では、これまで文化財防火運動の展開(文化財防火デー)や、建造物防災対策重点強化事業、美術工芸品防災施設事業等を通じて、国宝・重要文化財の防火などの対策を講じてきているが、平成31(2019)年に発生したフランスのノートルダム大聖堂の火災や、沖縄の首里城跡での火災を受けて、あらためて「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」(令和元(2019)年12月23日)を策定した。これは、令和元年の「国宝・重要文化財(建造物)等

の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に点検結果を勘案したものである。千葉県においては、令和2年策定の「千葉県文化財保存活用大綱」で防犯・防災及び災害発生時の対応として、方針や具体的な取り組みを示している。

本市においても「香取市地域防災計画」（令和2（2020）年3月策定）で文化財建造物等の防災対策、火災予防対策の推進、「香取市国土強靱化地域計画」（令和3年3月策定）で、「文化財の防災対策、文化財保管施設の防災対策」等の基本的な考え方をうたっている。

今後、こういった国、県、市それぞれの考え方などを念頭に、香取市の指定等文化財をはじめとする香取遺産の防災・防犯に係る計画の作成が急がれるところであるが、文化財の種類、置かれた環境、台風や地震といった自然災害、火災、盗難といった文化財を脅かす要因により具体的な対策、対応は異なってくる。その中で、共通する対策・対応の基本的な考え方としては、以下のようなことが挙げられる。

（1）事前（平常時）の対策

- ①防災、防犯に関する設備、対策等の現状確認
- ②防災・防犯設備等の設置
- ③所有者への防災・防犯の周知、啓発と訓練等の実施
- ④非常時における被害確認方法と、緊急避難や救済への手順等の確認
- ⑤所有者や関係機関等との非常時の連絡方法の再確認

（2）災害等の発生後（非常時）の対応

- ①迅速な被害確認、情報収集と関係機関等への報告
- ②緊急避難や応急措置などの被害拡大の阻止
- ③早急な復旧方針の検討と措置の実施

災害発生時においては、所有者、関係者や担当職員の安全を最優先することが前提となるが、このような対策・対応の基本的な考え方を考慮しながら、事前対策の検討や、災害発生時の対応にあたっていきたい。

3. 防災・防犯に関する課題と方針及び措置

香取遺産の防災・防犯に関する課題と方針、そして具体的な措置については、第5章でも触れたところでもあるが、本章であらためて整理しておきたい。

ア) 課題

課題⑥ 香取遺産の防災・防犯対策

- ・防災設備、防犯設備の設置状況についての実態把握が進んでいない。

- ・建造物や美術工芸品など、香取遺産の防災・防犯対策について、防災・防犯等の各設備が適切に備わっているとは言えない。
- ・地震や台風など災害時には迅速な確認と対応が求められるが、その対応策について、現時点で十分に検討されている状況にはなっていない。

イ) 方針

方針⑥ 香取遺産の防災・防犯対策の推進

- ・防災設備、防犯設備等の設置状況の確認を進める。
- ・所有者等や関係部局との協議のうえ、防災・防犯設備を順次整備していく。
- ・香取遺産の防災、防犯や災害時の被害確認方法、緊急の保護措置や事後の対応手順などについて、関係の専門等の協力・支援のもと、事案発生に備えて総括的に検討しておく。

ウ) 具体的な措置

香取遺産の防災・防犯に関する具体的な措置としては、現状で行われている措置の継続とともに、新たに検討を進めていくべき内容を加えている。特に香取神宮については重要文化財建造物などの建物が建ち並び、国宝も所蔵されていることから、老朽化した防災設備の更新と周辺樹木に設置したワイヤーの更新が検討されている。また、国宝の伊能忠敬関係資料を所蔵する伊能忠敬記念館は佐原の小野川沿いに立地していることから、浸水被害対策を検討しているところである。

指定等文化財建造物については、令和3年度から順次、地元消防署による防火設備の設置状況の調査と指導が行われており、本市文化財担当にも逐一連絡、報告がされている。今後は、その調査の状況等も踏まえて、所有者と防災、防犯設備の設置などについて具体的に協議する必要がある。

また、香取市佐原伝統的建造物群保存地区や香取神宮などでは、防火訓練が行われているところであるが、今後も文化財防火デーの周知と併せて文化財防火運動を広く展開していきたい。

措置一覧には含めないが、指定文化財、未指定文化財の調査を進めることは、盗難や毀損などの被害があった際に備えて、警察との協議資料の整備にもつながるものとなる。

防火・防犯に関する措置を進めるにあたっては、所有者等との連絡を密にし、地元消防署や警察署との連携を深めるとともに、県文化財課や県立博物館等の関係機関との情報共有を図ってきたい。

防災・防犯に関する措置

No.	措置	概要	事業主体	財源	取組	年次						
						R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
17再	災害時対策の検討【防災・防犯】	災害時の被害を極力減らすため、個々の状況に照らし合わせて災害時の対応策について検討する。	行政	市	継続							
18再	災害時の被災確認・対応【防災・防犯】	地震や台風等の風水害が発生した場合には、安全を確保した上で迅速に被害状況確認のため現地を回る。被害が確認された場合は、関係部局へ連絡するとともに、所有者等とも協議の上、復旧等の対応を検討する。	行政	市	不定期							
19再	指定等文化財建造物の防災設備整備検討【防災・防犯】	令和3年度から香取消防署により実施されている指定等文化財建造物に係る防災設備調査の結果に基づき、所有者等と協議しながら必要な防災設備の整備について検討する。併せて、補助金の活用などについても関係部局と協議しながら対応できるような準備を進める。	行政	市	新規検討							
20再	防災、防犯等の周知【防災・防犯】	文化財防火デーの所有者等への周知を行うことで、防火、防災意識を啓発する。また、防災訓練等についても立会いによる確認調査を継続する。	行政	市	継続							
39再	指定等文化財建造物防災設備調査【防災・防犯】	地元消防署と連絡調整しながら、指定等文化財建造物の防災設備(自動火災報知器、消火器等)の設置状況調査を順次実施する。	行政	市	継続							
84再	香取神宮防災設備保守点検事業【防災・防犯】	香取神宮境内の指定等文化財建造物に係る防災設備(自動火災報知器、放水銃、避雷設備等)については継続して保守点検を実施する。(主体:香取神宮)	所有者等	所有者等 県	継続							
85再	香取神宮防災設備更新事業【防災・防犯】	香取神宮境内の指定等文化財建造物に係る防災設備(自動火災報知器、放水銃、避雷設備等)については、昭和51年に設置以後、小規模な修繕等を行っているものの、全体として老朽化による機能低下が懸念されるため、所有者、関係部局、市で協議しながら、計画的に設備更新を進める。(主体:香取神宮)	所有者等	所有者等 国県市	新規検討							
86再	香取神宮境内樹木ワイヤー更新事業【防災・防犯】	香取神宮社殿周辺の杉の大木等の樹木については、倒壊により建造物への影響を防ぐため平成10年にワイヤー固定の措置がされているが、経年荷重により緩みも見られるため、専門業者の調査を踏まえ、所有者、関係部局、市で協議しながら、計画的にワイヤーの更新を進める。(主体:香取神宮)	所有者等	所有者等 国県市	新規検討							
90再	香取神宮文化財防災訓練【防災・防犯】	文化財防火デーに合わせて、香取神宮境内の社殿等を火災から守るための防災訓練を実施する。職員及び地元消防署による放水訓練、救護訓練及び宝物(文化財)の避難などを実施する。(主体:香取神宮)	所有者等	所有者等	継続							
112再	環境整備事業及び防災対策事業【防災・防犯】	伝建地区に関する防災計画策定調査報告書の方針に基づき、地区内の防災設備の整備を進め、地域住民とともに環境整備として、小野川周辺の除草・清掃を年3回、町並みの防災安全対策として簡易消火栓の操作訓練を年1回行う。(主体:NPO法人小野川と佐原の町なみを考える会)	団体等	団体等 市	継続							
117再	伊能忠敬記念館収蔵資料水害対策【防災・防犯】	伊能忠敬記念館に収蔵されている国宝「伊能忠敬関係資料」等を水害から守るため、香取市総合防災マップ「利根川浸水想定区域図」での浸水深の想定高等を参考に、水害発生に備えての資料避難などの対策について検討する。	行政	市	継続検討							

①No.欄:色塗□(再)は再掲 ②措置欄:赤太字は香取市歴史的風致維持向上計画(歴まち計画)掲載事業、青太字は防災・防犯関係の措置 ③年次欄:色塗■は実施予定年度